

子高第 1034 号  
平成 28 年 9 月 23 日

各高齢者福祉施設長 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
高齢者福祉介護課長  
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平素より、高齢者福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件については、今般、台風等に伴い各地で甚大な被害が発生していることをうけ、平成 28 年 9 月 9 日付けで厚生労働省老健局総務課長ほか 3 課長から、別添のとおり通知が発出されたところです。

各施設におかれましては、下記の事項及び別添通知を参考に、非常災害対策計画の策定・点検及び避難訓練の実施について、年内を目処に速やかに取り組むようお願いいたします。

なお、当該取組状況については、年末時点での各施設の状況を調査する予定であることを申し添えます。

## 記

### 1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報について確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について停電等の場合も含め、あらかじめ所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成 27 年 8 月 19 日付内閣府策定)」において「避難準備情報」発令の段階で災害時要配慮者は避難の開始が求められることから、あらかじめ定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨を避難計画に定め、発令された際には適切に行動することとし、「避難勧告」や「避難指示」においても適切に行動すること。

特に近年では想定外の大規模な災害が発生していることも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく必要となる対策を検討し、早めに対策を講じること。

### 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では火災に対処するための計画のみではなく、火災・水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、地域の実情に鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられ、実際に災害が起こった際にも、利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であることから、各介護保険施設等の状況や地域の実情も踏まえた内容とすること。

### 【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件（地形等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・関係機関との連絡体制等

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所など必要な情報が施設等の内部で共有されていない場合には、速やかに共有しながら策定を進めること。また、地域の関係者と連携及び協力することとし、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

非常災害対策計画の内容については職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制など必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施するとともに、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行い、その際には夜間の時間帯にも実施するなど混乱が想定される状況にも対応できるよう訓練を実施すること。

担 当	高齢者福祉介護課 施設福祉班（島袋・屋良）
電 話	098-866-2214
E-mail	shmbkrow@pref.okinawa.lg.jp